

政令第 号

道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令

内閣は、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第九十六条の十八第一項及び第百二条第一項並びに道路運送法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第四十号）附則第十三条の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条の見出しを「（登録情報処理機関の登録の有効期間）」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（登録情報提供機関の登録の有効期間）

第十一条の二 法第九十六条の十八第一項の政令で定める期間は、五年とする。

附則第一項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則第二項を次のように改める。

（提供する登録情報の範囲）

2 法第二十二条第三項の登録情報には、当分の間、保存記録ファイルに記録されている事項に係るもの

は、含まないものとする。

(道路運送車両法関係手数料令の一部改正)

第二条 道路運送車両法関係手数料令(昭和二十六年政令第二百五十五号)の一部を次のように改正する。

本則の表中十九の項を二十の項とし、九の項から十八の項までを一項ずつ繰り下げ、八の項の次に次のように加える。

九 法第二十二條第三項の規定による請求に係る登録情報の提供を受ける登録情報提供機関

一件につき次に掲げる金額

一 自動車一両ごとに作成する登録事項等証明書一枚に記載される登録情報であつて、現在記録ファイルに記録されている事項に係るもの 二百円

二 三十両(自動車登録番号又は車台番号並びに自動車の所有者及び使用者の氏名又は名称及び住所を含まないものについては、六十両)以下

附 則

の自動車について一括して作成する登録事項等
証明書一枚に記載される登録情報であつて、現
在記録ファイルに記録されている事項に係るも
の 二百円

この政令は、道路運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成十九年十一月十八日）から施行する。

理由

道路運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、登録情報提供機関の登録の有効期間を定める等の必要があるからである。